

令和8年度鶴岡市交通安全対策会議 会議概要書

1 日時 令和8年7月17日(金) 13:30～14:30

2 場所 鶴岡市役所 6階 大会議室

3 出席者

・交通安全対策会議委員 19名（別紙名簿のとおり）

・市側出席職員（事務局）

鶴岡市 市民部 防災安全課長 本間 勝則

鶴岡市 市民部 防災安全課主事 高橋 諒

鶴岡市 建設部 土木課主査 鈴木 和彦

鶴岡市 市民部 コミュニティ推進課主事 齋藤 静

4 挨拶（副市長）

皆様、こんにちは。鶴岡市副市長の伊藤でございます。

本来であれば、会長を務めます佐藤市長より皆様にご挨拶を申し上げるところでございますが、日沿道の新潟山形県境区間の早期整備などに関する中央省庁要望のため出席が叶いませんでしたので、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙のところ、鶴岡市交通安全対策会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から交通安全施策をはじめ、市政の推進に格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在取り組んでおります「第11次鶴岡市交通安全計画」におきましては、年間の交通事故における重傷者数を34名以下とする目標を掲げておりますが、昨年の実績は29名にとどまることとなりまして、なんとか目標を達成することができました。

一方、令和7年中における本市の交通事故発生状況について申し上げますと、これまで減少傾向にあった発生件数、負傷者数ともに増加へ転じ、さらに、交通事故による死者数は4名と、前年より2名増加しておりまして、誠に憂慮すべき状況でございます。

また、本年4月からは、自転車利用者を対象とした交通反則通告制度、いわゆる「青切符制度」が導入されておりまして、危険運転の防止に向け、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上をなお一層推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、今後はより多くの方々に交通安全推進活動へ御参画をいただきまして、地域全体で交通安全意識を高め、交通事故防止に向けた取組をさらに強化していくことが極めて重要です。

本市といたしましては、「人優先」の交通安全思想を基本とした「安全で安心なまちづく

り」の実現を目指し、関係機関、団体等の皆様と連携を密にしながら、交通安全教育や広報啓発の強化、交通安全施設の整備といった施策をなお一層推進してまいりたい所存です。

また、本市における交通対策を効果的に展開するためには、現場の最前線で活動される皆様との連帯した取組が不可欠だと思います。今後とも交通安全の推進に多大なるご尽力を賜りますとともに、各施策の企画・実施におきましても、変わらぬお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本会議は、交通安全対策基本法及び鶴岡市交通安全条例に基づき、本市交通安全計画の策定や関連施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に設置されております。

本日は、令和7年度の事業実施結果報告のほか、令和8年度の事業実施計画、さらには次期「第12次鶴岡市交通安全計画」の策定に向けた取組についてご協議をいただく予定です。委員の皆様から忌憚のない貴重な御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

5 報告・協議事項

別紙次第のとおり

6 会議概要

【報告】

(1) 令和7年度交通安全事業の実施結果について

- ・国土交通省酒田河川国道事務所鶴岡国道維持出張所長が、資料4に基づいて鶴岡国道維持出張所関係の交通安全施設等整備事業状況の説明を行う。
- ・国土交通省酒田河川国道事務所月山国道維持出張所長が、資料5に基づいて月山国道維持出張所関係の交通安全施設等整備事業状況の説明を行う。
- ・山形県庄内総合支庁建設部 道路計画課 道路管理専門員が、資料6に基づいて庄内総合支庁関係の交通安全施設等整備事業状況の説明を行う。
- ・鶴岡警察署交通課 交通規制主任 山形県巡査部長が、資料7に基づいて鶴岡警察署管内の交通規制実施状況について説明を行う。
- ・事務局が、市関係の交通安全施設設置事業、交通安全教育の推進、広報・啓発活動、通学時の安全確保、第11次鶴岡市交通安全計画について説明を行う。

(意見：委員)

- ・なし

【協議】

(1) 令和 8 年度交通安全事業の実施計画について

- ・国土交通省酒田河川国道事務所鶴岡国道維持出張所長が、資料 4 に基づいて鶴岡国道維持出張所関係の交通安全施設等整備事業計画の説明を行う。
- ・国土交通省酒田河川国道事務所月山国道維持出張所長が、資料 5 に基づいて月山国道維持出張所関係の交通安全施設等整備事業計画の説明を行う。
- ・山形県庄内総合支庁建設部 道路計画課 道路管理専門員が、資料 6 に基づいて庄内総合支庁関係の交通安全施設等整備事業計画の説明を行う。
- ・鶴岡警察署交通課 交通規制主任 山形県巡査部長が、資料 8 に基づいて鶴岡警察署管内の交通規制実施計画について説明を行う。
- ・事務局が、市関係の交通安全施設設置事業、交通安全教育の推進、広報・啓発活動、通学時の安全確保について説明を行う。

(2) 第 1 2 次鶴岡市交通安全計画の策定について

- ・事務局が、第 1 2 次鶴岡市交通安全計画の策定について説明を行う。

(3) その他（質疑応答）

（意見：委員 A）

- ・道路の除草について、国道および県道は年 1 回除草しているようだ。山間部市道の除草は実施しないのか。

（回答：鶴岡市建設部都市計画課）

- ・状況を確認のうえ、後日ご連絡する。

（意見：委員 B）

- ・横断歩道の白線が薄れており、子どもたちが横断する際に大変見えづらくなっている。特に通学路の横断歩道に関しては、はっきりと見えるよう努めていただきたい。

（回答：鶴岡警察署交通課）

- ・横断歩道に関するご要望については重点的に確認しているが、多数のご要望をいただいているため、優先順位をつけて対応している状況だ。横断歩道が薄くなっている箇所にお気づきの際は、鶴岡警察署交通課規制係まで連絡していただくようお願いする。

7 会議資料

別添のとおり